

認知症対応型共同生活介護事業  
短期利用型

重要事項説明書

有限会社 あおば  
うえるケアホーム あおば

# 認知症対応型共同生活介護短期利用型 重要事項説明書

令和 年 月 日

この認知症対応型共同生活介護短期利用型 重要事項説明書は、利用希望者が認知症対応型共同生活介護短期利用型サービスを受けられるに際し、利用希望者やその代理人に対し、当法人の事業運営規定の概要や認知症対応型共同生活介護事業者などの勤務体制等、利用希望者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

## 1. 当認知症対応型共同生活介護事業サービスについての相談窓口

電話番号	053-439-8140
施設長	大野 聡 (オオノ アキラ)

\* ご不明な点は、何でもおたずね下さい。

## 2. 弊社の概要

### (1) 法人本部

法人名	有限会社 あおば
所在地	静岡県浜松市中央区三方原町70番地10
代表者	代表取締役 村上 知
電話番号	053-439-8140

### (2) 提携先

法人名	株式会社 地域福祉研究所
所在地	本社 広島県福山市本庄町中2丁目6番地28 102
代表者	代表取締役 村上 知
電話番号	084-944-6677

## 3. 当認知症対応型共同生活介護事業の概要

### (1) 当事業所の内容等

事業所名	うえるケアホーム あおば
所在地	静岡県浜松市中央区三方原町70番地10
電話番号	053-439-8140
介護保険事業者番号	2277102402
当事業所のその他のサービス	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型有り)

### (2) 事業所の職員体制

職種	勤務形態
施設長(管理者)	常勤勤務 1名
介護従事者	常勤 10名以上 非常勤 若干名 (内介護従事者専従 10名以上、計画作成担当者兼務2名)

\* 計画作成担当者2名中、1名は介護支援専門員(ケアマネージャー)の資格を有する。

### (3) 設備の概要

居室(全戸室)	11.206㎡	台所	各階1ヶ所
浴室	各階1ヶ所	食卓・居間	各階1ヶ所
トイレ	各階3ヶ所	コミュニティルーム	1階1ヶ所

## 4. 当事業所の特徴、サービスの内容について

有限会社あおばが運営する認知症対応型共同生活介護事業所「うえるケアホーム あおば」では、家庭的でこじんまりとした生活空間の中、少人数の認知症高齢者が継続的なグループを保ち、ケアを受けながら、できるだけ自立して生活するための『家』です。ベッドなどで画一的なケアを受けるのを待っているのではなく、『生活の主体者』となり、個々に残された残存機能を最大限に活かせるよう必要なケアを提供します。

グループホーム「うえるケアホーム あおば」の基本とするところは、「認知症高齢者が、自らの家で普通の生活を送ることが出来るような環境作り」を行うことです。したがって入居される利用者は「介護を受ける者」ではなく、『生活する主体』として、また、スタッフは「介護の提供者」ではなく、「生活のパートナー(“うえるケアホーム あおば”では、リビングパートナーと呼びます。)」としての意識を共有することが重要だと考えています。具体的には、入居される利用者それぞれの、認知症対応型共同生活介護短期利用型計画を作成して、買い物、食事の支度、掃除、洗濯等を「共同」で行い、利用者の出来ない部分を「さりげなくサポート」していきます。

「うえるケアホーム あおば」は、「ゆったりと自由な暮らし」「穏やかで安らぎのある暮らし」「自分らしさや誇りを保った暮らし」といったことを実現することを目指し日常のケアにあたります。

## 5. 利用定員

認知症対応型共同生活介護事業所において、入院や退居によって室空がある場合に限り、1ユニットに1名、合計2名までの方が短期利用型として利用することができます。  
※緊急対応が必要と認められた場合に限り、定員を超えて1名までの入居ができる。

## 6. 利用料金について

(1) 1日当たりの利用料金と介護保険自己負担

家賃	1,808円			
共益費	263円 *エレベーター、受水槽、給湯設備等の維持管理費			
水道光熱費	559円			
食事材料費	1,650円			
合計	4,280円			
介護保険自己負担額	認知症対応型共同生活介護(Ⅱ)	要介護度	1日の単位数	
		要支援2	777単位	
		要介護1	781単位	
		要介護2	817単位	
		要介護3	841単位	
		要介護4	858単位	
		要介護5	874単位	
		若年性認知症利用者受入加算	120単位	該当者のみ
		医療連携体制加算	37単位	要支援2は除く
		認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位	
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	上記の合計単位数に17.8%を乗じた単位数		
	介護保険自己負担額	1か月の合計単位数に10.3%を乗じた金額の1~3割		

※介護保険負担割合証により自己負担額が1~3割に決まります。

費用の額にかかわるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその代理人に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又はその代理人の同意を得ます。

利用料の例

要介護1の方が10日間のご利用があった場合(1割負担)

① 家賃+水道光熱費+食事材料費+共益費=4,280円/日

4,280円×10日=42,800円

② 介護保険自己負担金

1,015円×10日=10,150円

③ ①+② 42,800円+10,150円 = 52,950円

(2) 事業所で設置している備品について

個室内	カーテン、洗面台、エアコン ベッド ベッドマットレス 寝具
-----	----------------------------------

\*介護支援ベッド(リクライニングベット)は用意しておりません。

(3) 入居者側でご用意いただくものについて

衣類・タオル等の身の回りの品、布団類、個室内でのティッシュペーパー等日用品

(4) 料金の支払い方法

当社指定の口座にお振込みをお願いいたします。

振込先 浜松磐田信用金庫 初生支店

普通 2093402

有限会社あおば 代表取締役 村上 知

## 6. 利用についての留意事項等

(1) 利用についての留意事項

① 要介護認定の判断結果が、要支援2または要介護1から要介護5のいずれかであることが必要です。

② 主治の医師の診断書等により利用申込者が、認知症状態にあると確認できる事が必要です。

③ 利用後、著しい体力の低下、病状の悪化等、身体状況に変化がみれる場合には、代理人へ報告し、受診をさせていただきます。

(2) 利用に関するその他の留意事項

① 来室・・・時間等の制限はありません。

ただし、早朝や夜遅い時間になる場合は、ご連絡下さい。

② 預かり金について・・・突発的な受診や利用者の病院診察料支払いに備え、ご希望がある方には10,000円程度の金額を預かり金とさせていただきます。

\*預かり金は規定の整備をし、領収書(レシート)等を来室時または月ごとに代理人へお渡しするとともに用途についての報告を致します。

③ 居室および施設内設備は本来の用法によってご使用ください。破損や修理の必要が発生した場合には実費にてお支払い頂きます。

## 7. サービス提供の留意事項

① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ち、利用者が「生活の主体」になるようサービスの提供に努めます。

② 利用者の心身の状態等の把握と適切なサービスに努めます。

③ 利用者個々に、認知症対応型共同生活介護短期利用型計画を作成し、利用者が日常生活を営むうえでの必要なサービスを提供致します。

④ 認知症対応型共同生活介護短期利用型計画を始め、利用者及び代理人の方に、その提供方法等を説明致します。

⑤ 事業運営に当たっては、地域社会との連携を密に図るとともに、協力医院、関係市町村、居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所等との連携を図り総合的なサービスに努めます。

⑥ “うえるケアホーム あおば”では、サービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、居室外から鍵を掛ける、あるいは向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束を致しません。



